

基本財産担保提供承認について

1. 基本財産の担保提供

基本財産は、法人が社会福祉事業を実施するための重要な資産であることから、担保提供にあたっては、理事会及び評議員会の承認を得て、**事前に**所轄庁の承認が必要です。(福祉医療機構からの借入(協調融資を含む)の場合は不要です)。

これらの手続きを行わずに、金融機関への担保提供を行うことはできませんのでご注意ください。
なお、根抵当の設定は認められません。

2. 基本財産担保提供承認申請について

下記の提出書類を提出してください。

※整備する施設等を**完成後直ちに**担保に供して借入を行う場合は、**必ず事前に**所轄庁に相談し、必要な手続き等を確認してください。

■申請の手続

提出部数

申請書 2部、 その他提出書類 各1部

提出書類

- ①基本財産担保提供承認申請書
- ②理事会及び評議員会議事録(写し)
- ③財産目録
- ④担保に供する不動産登記簿謄本
- ⑤金銭消費貸借契約書若しくは内定通知(写し)
- ⑥資金計画書
- ⑦償還計画書
- ⑧図面(位置図、平面図、公図など)
- ⑨その他所轄庁が必要と認めた書類

【施設整備の借入のために、建物や土地を担保に供する場合】

上記①～⑨に加えて

- ⑩工事請負契約書(写し)、不動産売買契約書等(写し)
- ⑪補助金等の決定(又は内定)通知(写し)

提出先

新潟市福祉部 福祉監査課